

○金谷委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

福居委員より欠席の届け出がございます。

1、令和2年第4回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管にかかわる事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをごらんください。2款1項5目、地域の新しい生活様式支援事業費350万円についてでございます。この事業は、町内会などの地域活動の場面でも、新しい生活様式や新北海道スタイルに基づいた感染防止の取り組みが必要となりますことから、町内会に対し、活動を行う上での留意点をパンフレットなどでわかりやすく周知するとともに、特に、地域活動の拠点であります地域会館に対しましては、職員の訪問により、消毒用アルコールなど衛生用品の提供に加え、感染防止や地域活動についてアドバイスを行うことで、館内の感染リスクの低減や、安心して地域で活動できる環境づくりを支援しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案している議案のうち、福祉保険部所管にかかわる事項について御説明申し上げます。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書7ページをごらんください。

3款1項2目、障害者福祉費の障害福祉サービス等衛生用品確保支援費につきましては、国の補助金を活用し、マスクや消毒用エタノールなどの衛生用品を購入する事業者等に対し、その経費を助成するため、補助金として5千100万円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が3千400万円、一般財源が1千700万円となっております。

次に、その下の障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、こちらも国の補助金を活用して実施するもので、業務の効率化などを通じて新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、テレワークやロボット技術などを導入する事業者等に対し、その経費を助成するため、研修会開催費用及び補助金として2千398万3千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が1千611万1千円、一般財源が787万2千円となっております。

次に、3目老人福祉費の老人クラブ等感染予防対策費につきましては、高齢者が集まる老人クラブなどで感染予防を徹底してもらうため、衛生用品等を配付するもので、衛生用品の購入などに要する経費として202万円を補正しようとするものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所

管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書8ページをごらんください。まず、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、児童家庭相談事業費、産後ケア事業費、地域保育所管理費、子育て短期支援費及び地域子育て支援拠点運営費の5事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、直営または委託により実施する事業において、消毒液等の衛生用品の購入及び委託先への配付を行うため、児童家庭相談事業費は2万2千円、産後ケア事業費は10万7千円、地域保育所管理費は81万6千円、子育て短期支援費は9万2千円、地域子育て支援拠点運営費は25万6千円をそれぞれ補正しようとするものです。財源は、全額国庫支出金でございます。

次に、同じく3款2項1目のうち、私立一時預かり事業費、病児保育事業費及び保育所管理事務費の3事業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、施設で購入する衛生用品や感染防止のための備品の購入経費のほか、施設の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助するため、私立一時預かり事業費は3千609万2千円、病児保育事業費は185万8千円、保育所管理事務費は1億448万7千円をそれぞれ補正しようとするものです。財源ですが、私立一時預かり事業費は国庫支出金が1千759万2千円、道支出金が1千850万円、病児保育事業費は、国庫支出金が85万8千円、道支出金が100万円、保育所管理事務費は、国庫支出金が3千848万7千円、道支出金が6千600万円でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費のうち、母子生活支援施設等運営費でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、母子生活支援施設で購入する衛生用品の経費等を補助するため、50万円を補正しようとするものです。財源は全額国庫支出金です。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費のうち、市立保育所管理費及び放課後児童クラブ運営費の2事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、直営あるいは委託により実施する事業において、衛生用品の購入及び委託先へ配付するため、市立保育所管理費は70万5千円、放課後児童クラブ運営費は1千956万円をそれぞれ補正しようとするものです。財源は、市立保育所管理費は全額国庫支出金、放課後児童クラブ運営費は国庫支出金が960万円、道支出金が996万円でございます。

次に、同じく3款2項3目のうち、放課後児童クラブ開設費でございます。新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、民設民営の放課後児童クラブで購入する衛生用品の経費等や、小学校の臨時休業期間中に開設時間を延長した施設に対しまして、その経費を補助するため2千349万3千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が883万7千円、道支出金が1千132万8千円、一般財源が332万8千円でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、母子保健推進費です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、実施できなかった令和2年3月分の乳幼児健診のおくれを取り戻すことと、それから健診会場の3密を防ぐことを目的として、8月から9月末までの2カ月間、4カ月健診を医療機関に委託して実施するため、213万6千円を補正しようとするものです。財源内訳は、国庫支出金が106万8千円、一般財源が106万8千円でございます。

以上、子育て支援部の補正予算です。よろしく願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の9ページ上段をごらんください。今回の補正の内容につきましては、追加で2件の計上でございます。

まず初めに、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。本事業では、感染症発生の予防とその蔓延防止を目的として、今回、PCR検査に係る検体採取所の設置費用、及び医療機関へのPCR検査等の委託料を補正しようとするものでございます。現在、市内における発症については落ちついた状況にあります。今後、感染症拡大の道内第3波への備えが急務となっております。

まず、採取所でございますが、5月29日付の国からの事務連絡で、速やかに陽性者を発見する観点から検査対象が拡大され、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、無症状者を含め、全て検査対象とするよう取り扱いが改正されたところでございます。こうした検体採取対象者の拡大に合わせて、今回、市内に検体採取所を設置し、必要とする方に迅速に対応できる体制を整えるため、その費用として1千8万9千円、また、これまで第2回、第3回臨時会でも補正をお願いしてきた市内医療機関へのPCR行政検査の委託について、引き続き、地域における適切な検査体制を確保するための176万円を合わせて、合計1千184万9千円を追加補正しようとするものでございます。

続いて、その下段でございます3目環境衛生費の試験検査費についてであります。本事業は、感染症等の各種検査を通じて公衆衛生の向上及び推進を図るものであり、今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環として、今後感染が拡大しPCR検査件数が増加した場合、民間の検査機関への委託も含めて行っていく必要があることから、237万6千円を追加しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、議案の説明にかかわり出席している理事者につきましては、休憩をいたしませんので、順次、退席いただいて結構です。

2、報告事項についてに入ります。理事者から報告を願います。

保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 後期高齢者医療保険料額決定通知書における均等割額に係る軽減額の誤記載について、御報告をいたします。

配付資料をごらんいただければと思います。

概要でございますが、7月15日に発送いたしました令和2年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書の2ページ目におきまして、保険料の算出方法の低所得者に対する軽減の説明内容のうち、世帯の総所得金額等に応じた均等割額からの軽減額につきまして、記載に誤りがあったことが判明いたしました。なお、保険料額は正しく記載しており、保険料の額や納付への影響は生じていないことを確認しております。

判明の経過でございますが、発送の翌日である昨日、7月16日午後2時ごろに、市民からの問

い合わせがあり、当該決定通知書の記載内容を説明している過程で誤りに気づいたものでございます。誤記載の内容につきましては、資料に正と誤として金額を記載しておりますが、当該決定通知書の2ページ目の低所得者に対する軽減の説明内容のうち、世帯の総所得金額等に応じた区分として、総所得金額等が33万円以下の均等割額として、正しくは4万338円とすべきところを、誤って3万6千434円としたこと、また、そのうち世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下の均等割額として、正しくは3万6千434円とすべきところを、誤って4万338円としたものでございます。対象者は、全件の5万6千95名でございます。

今回の事務処理誤りの原因でございますが、日常的に窓口などでの市民の対応につきましては、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合で作成したリーフレットを使用しているところでございますが、当該決定通知書とは軽減区分の記載順が異なっており、確認工程において、担当者一人のみの確認であったことと、記載順は同じであろうという思い込みなどにより、見落としがあったものでございます。

今後の対応といたしましては、保険料額の計算や保険料額には影響がないことや、対象者全員への訂正の通知を行うには多くの費用も必要となりますことなどから、保険者の広域連合とも協議の上、新聞記事への報道依頼を行うほか、広報誌「あさひばし」8月号と、ホームページ等に訂正記事を掲載してお知らせしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、再発防止策といたしましては、使用するリーフレット及び各種帳票の記載順や内容について、可能な限り統一化していくほか、確認作業につきましても、複数の職員目でチェックすることを徹底してまいりたいと考えております。市民の皆様には本市行政への信頼を損なうことになり、深くおわびを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

**○金谷委員長** 子育て支援部長。

**○中村子育て支援部長** 旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会の開催につきまして、御報告申し上げます。

本日、資料を御配付しておりますので参考にしていただければと思います。

児童虐待防止対策に関する有識者懇談会ですが、この懇談会は、当初、市立の児童相談所設置に関し、具体的な検討を進めるため、専門家から意見をいただく考えでありましたが、第1回定例会での附帯意見を踏まえまして、本市の児童虐待防止対策に関する方針を取りまとめるに当たり、専門家の意見を聴取するため開催することとしたものであります。

懇談会の参加者についてですが、参加者の名簿を資料に示しておりますが、児童福祉等の分野を専門とする大学の教員が6名、医師1名、弁護士1名のほか、オブザーバーとして北海道旭川児童相談所の所長にも参加していただくことになっております。

次に、開催予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、参加者の依頼等に時間を要したことから、来週7月20日月曜日、第1回の会議を開催する運びとなったところでございます。年内をめどに5回程度の開催を予定しております。

最後に今後の進め方ですが、懇談会の中で、本市における児童虐待の現状、課題のほか、児童虐待防止の取り組み強化、あるいはその先の部分として、本市独自の児童相談所のあり方等につきまして、専門家の視点から御意見をいただき、その後、市としての児童虐待防止対策に関する総合的

な考え方を方針として取りまとめていきたいと考えております。開催予定のとおりであります、必要に応じて、一定程度の考えがまとまったときには、本常任委員会のほうに報告をさせていただき、また意見を伺いたいと考えております。それから、20日の懇談会におきまして配付した資料は、翌日に民生常任委員会の委員の皆様のとこに配付させていただきたいと考えております。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）（第2版）の策定について、御報告いたします。

委員のお手元に計画書をお配りしておりますが、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に基づき、市町村が廃棄物処理及び生活排水処理行政の長期的かつ総合的な指針として定めるものでございまして、計画期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間としております。また、本計画は4年ごとに見直しを行うこととしておりまして、昨年9月9日に旭川市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、意見提出手続を経て、最終的に本年7月2日に審議会の答申をいただき、このたび見直しを終え、第2版として策定したものでございます。

本計画の概要でございますが、まず、ごみ処理基本計画では「恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ」の実現を目指し、ごみの減量・資源化の推進、安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用、効率的・効果的なごみ処理の推進、環境との共生の推進の4つの基本方針と、それに対する展開施策を定めております。

次に、生活排水処理基本計画では、良好な水環境の保全に寄与し、生活排水の適正処理の推進や、広域的な視点に立った河川水質の保全に取り組むこととしております。

今後、本計画に基づき各種施策を進めてまいります。具体的な数値目標として設定しております令和5年度の間目標値、令和9年度の最終目標値の達成を目指し、その都度、進捗状況を確認するとともに、引き続き将来的な課題を見据えながら、さらなるごみの減量化や資源化、適切な生活排水処理を着実に推進し、本計画で定めた基本理念の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

続きまして、缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業実施方針についてでございますが、お手元に資料をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

本件につきましては、近文リサイクルプラザにかわる資源物中間処理施設の整備・運営事業として、昨年12月に実施方針と要求水準書（案）を公表し、本委員会でも御報告させていただきましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業への参入意向を示す業者が少なくなったことや、想定以上に本事業に要するコストが上昇したことなど、新たな課題に対応する必要が生じました。こうした状況から、公表した実施方針と要求水準書（案）を本年7月1日付で一旦取り下げ、事業開始時期を延期した上で、今後、事業手法を含めた事業内容等の見直しを行うことといたしましたので、御報告いたします。

これまでの取り組み経過等につきましては、資料に記載のとおりでございますが、本事業につきましては、平成30年度から事業手法等の検討に入り、令和3年3月の契約締結、令和5年10月の供用開始を目指して作業を進めておりました。しかしながら、当初は参入に意欲を示していたプラントメーカーが4者ほどございましたが、直近のアンケート調査では1者のみとなり、また、条件次第とした2者からは、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の事業スケジュール等の見

通しが立たない、地元事業者等との協業体制の構築が難しい、基本構想で示している概算事業費、事業内容や範囲の見直しを求めるといった意見があったところがございます。また、市場価格と本市が見込んでいるコストには乖離がありまして、その差を解消することが困難な状況にありますことから、一旦立ちどまって整理する必要があると判断させていただいたところがございます。

今後の対応でございますが、年内に新たな実施方針及び要求水準書（案）を公表し、令和3年度には事業者を選定できるよう作業を進めていく予定としております。

以上、御報告いたします。

**○金谷委員長** 報告事項について、御発言はありますか。

小松委員。

**○小松委員** 一番最後に報告がありました缶・びん等資源物中間処理施設の実施方針及び要求水準書（案）の取り下げに関して質疑いたします。

この缶・びん等中間処理施設の建設については、一定の検討経過を経て現在に至っているということで、簡単に私のほうから、まず、この間の経緯について述べておきたいと思います。

2016年、平成28年3月に策定したごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）、今回も第2版の改訂版を提出されておりますが、この前の段階の改訂版において、老朽化による施設の整備や民間活力の導入など、現在の近文リサイクルプラザの今後の処理の体制について、総合的な検討を進めるといたしました。今から4年前ですね。

それから3年後の2019年、昨年4月に策定したこの缶・びん等資源物中間処理施設整備の基本構想において、新しく中間処理施設を建設するという方向が示されました。この基本構想では、さらに整備手法として、公設民営と言われている、いわゆるデザイン・ビルド・オペレート、DBO方式を採用するということが明らかにしています。また、概算事業費として税抜き59億円、これを明らかにするとともに、事業スケジュール、財源等についても記載がありました。この基本構想の策定が昨年4月、そして同じ年、昨年12月に、いわゆる基本計画に当たる運営事業実施方針が策定され、12月3日、民生常任委員会に配付されました。これによりますと、ことし4月下旬には、この中間処理施設の公募、実施要領について公表する、そういう予定でありました。

そして、今、取り下げの報告があった要求水準書とは何かということについても若干、私の考えを述べておきます。処理施設の設計、建設、そして建設後20年間にわたって、その施設の維持管理を民間に任せようとするのがDBO方式の手法であります。民間企業は、幾らの価格で応札するかといっても、どのようなことが具体的に求められるのかわからなければ、公募に手を上げるか否かの判断ができません。そこで、設計、建設、管理について、旭川市として求める内容、条件、落札した企業が満たさなければならない事柄を記載したものが、いわゆる要求水準書となります。旭川市の今の段階は、この要求水準書の案を公表している、7月1日に取り下げましたけれども、こうした段階にあります。設計も建設も、今後20年間の管理も民間に任せるというDBOの手法を決め、公募前の要求水準書（案）も公表した段階、全体の事業そのものから見ますと、終盤に差しかかったところ。事務作業から見ると、最終盤とも言える、そういう局面にあると私は考えております。こうした終盤、最終盤とも思える段階で、昨年12月から公表してきた要求水準書（案）を取り下げるということは、PFI手法がこの間、全国各地で展開されてきておりますが、こんなことは私は聞いたことがない。初めてですよ。全国的に見ても特異なケースとなるのではないかと

考えています。

そこで、質問をいたします。取り下げた実施方針と要求水準書（案）、この取り下げの理由については、今、部長からも報告がありましたし、きょう提出されたペーパーの下段に、公表文というものが書かれています。この公表文を見ますと、部長の報告もそうでしたが、真っ先に出てくるのが、新型コロナウイルス感染症の影響等により云々であります。本当にそうなのか、これが率直な疑問であります。地元の企業と十分な連絡がとれないことが述べられましたが、それが主とした理由であれば、テレワークの時代でもありますが、期日、期間を延期して対応するということが、真っ先に行政として考えるべきことであります。しかし、要求水準書（案）を取り下げるというのは、質的に全く違う対応でありますから、この取り下げの主たる理由と実際に皆さん方が行った対応には、理解しがたい乖離があります。

改めて、要求水準書（案）を取り下げた主要な理由について、わかるように御説明いただきたい。

**○小池環境部廃棄物政策課長** このたび、実施方針と要求水準書（案）を取り下げた主な理由につきましては、先ほどの報告とも重複いたしますが、参加意向を示している事業者から、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の事業スケジュール等が見通せないことや、地元事業者との協業体制の構築が難しいこと、そして、基本構想で示している概算事業費、事業内容や範囲の見直しを求める意見があったほか、市場価格と本市が見込んでいるコストとの差を解消することが困難な状況になったことであります。これらの課題に対応するためには、実施方針で示した事業手法を含めた事業内容を見直す必要があるものと判断したところでございます。

**○小松委員** 公表文と同じことを答えられている。であれば、逆にお聞きしたいんですが、仮に、コロナの感染症というものが発生していなかったとしたら、取り下げることなくこのまま進行していたということになりますか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 新型コロナウイルス感染症の影響がなかった場合でありまして、コストの問題が残る場合には取り下げになることがあり得たというふうに考えております。

**○小松委員** だから取り下げた理由は、皆さん方が第一に持ってきているコロナの感染症ではないんですよ。この感染症が発生していなくても、今、課長が述べられたように、市場価格との大きな差が生じて、このまま進むことはできなかった。これが主たる理由でないですか。まやかしにも似たような公表文や委員会への報告というのは、私は適切でないと思うんですが、いかがですか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 今回の取り下げの主要な理由には、コストの上昇、これも大きな理由の一つであるというふうに考えております。

**○小松委員** だから、公表文でも今の説明でもコロナ感染症を第一に持ってきているでしょ。これは適切なものではなかったんじゃないのかということをお聞きしているんです。

**○富岡環境部長** コロナの影響については、確かに、延期ですとか、そういった選択肢はあったのかもしれませんが、この中には、2者から条件の変更を求められた、ここにはコストといった点も含まれておりますので、そういった趣旨も踏まえながら、決してコロナの影響が全く今回の取り下げに影響していないということではないというふうに私は考えております。

**○小松委員** 私は短い時間で質疑を切り上げようと思っているんですよ。だからそういうすれ違いの答弁をやめていただきたい。

皆さん方が公表文でも説明でもイの一番に持ってきた理由がコロナの感染症、これが適切でなか

ったでしょということを聞いているんですよ。それについて、認めたくないことをもってああだこうだ言うのはやめていただきたい。

続けます。取り下げの主な理由は、コロナ感染症でないことは明らかであります。旭川市が2019年、昨年4月に策定した基本構想で、私たちは初めて、この事業費というのを知ったんですね。基本構想には約59億円ということが明示されていまして。これが昨年の4月です。そして、昨年の秋口だと思いますが、この中間処理施設のDBO、デザイン・ビルド・オペレートに参加の意向を示している企業から参考見積もりをとったんです。そのときに、見積額はふえてきていました。さらに、それに精査ということを加えて、昨年の10月、11月の段階で、事業費がどれぐらいかかるかというのを積算したと思うんです。これは、皆さん方というよりも、委託契約を結んでいるコンサル会社が積算したと思うんです。この価格と基本構想の税抜き59億円というものの間に大きな乖離が生じた。そのため、このまま進むことができなかったということだと思うんですよ。

基本構想のときの価格と昨年秋に改めて積算をしたそれぞれの額と、幾らぐらい開きがあったのか、その額についてお示してください。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 基本構想では、DBO事業費の総額で税抜き約59億4千万円、税込みいたしますと約65億3千万円であり、昨年の秋に見積もりを徴収して改めて積算した金額につきましては、税込みで約73億1千万円でありまして、差額は約8億円というふうになります。

**○小松委員** 8億円の開きが出て、そのまま走るわけにいかなかったわけですよ、皆さん方は。それで、基本構想で市民や議会に示した事業費、税抜きで約60億円、税込みで65億円、私たち議員、議会、市民が知るの、その当時はこの数字しかなかったというふうに思いますが、確認できますか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 本事業の事業費として、議会を含めまして対外的にお示ししているものにつきましては、基本構想に示している概算事業費の合計、税抜きで約59億4千万円のみでございます。

**○小松委員** この税抜き約60億円というのは、皆さん方がでたらめに積算したものではないはずです。どのように算定しましたか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 概算事業費の算定につきましては、本事業の事業手法を検討するために平成30年度に実施したPFI等導入可能性調査において、プラントメーカーの参考見積もりをもとに内容を精査して算定したものでございます。

**○小松委員** 平成30年度に調査しているんですよ。このときもコンサルに委託して、要は、旭川市がこんなことを考えていますよということを公表して、アンケートも発送して、参加する意向はありますかということも聞いて、そのときに価格調査をやっているんですよ。それをもとに、中間処理施設の設計と建設、そしてでき上がった後20年間にわたる管理委託、この合計が約60億円というふうになって、基本構想にも明示したわけです。この約60億円ということは、もう一つ重要な役割を果たしているんですよ。この額をもって公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、民設民営でいくのか、事業の手法を選択するために使ったんですよ。それで、皆さん方が導き出した結論は、公設民営、デザイン・ビルド・オペレートでいくと。これを決める根拠の一つに使われているんですよ。そんないいかげんな数字ではない。そして、この税抜き約60億円、税込み65億円と

いう概算事業費をもとに、いろいろな条件を昨年の12月に公表した、今回取り下げた要求水準書（案）を作成してきたのではありませんか。

○小池環境部廃棄物政策課長 要求水準書（案）の作成につきましては、基本的には基本構想の内容を前提にしたものであります。

○小松委員 ところが、改めて昨年の秋に見積もりをとって精査した結果、結果として8億円ふえてしまった。こうしたことであります。基本構想の額と8億円もの乖離が生じた理由を何だというふうに説明できますか。

○小池環境部廃棄物政策課長 基本構想の額と乖離が生じた理由につきましては、基本構想策定後に建設用地が決定したことに伴う用地造成や附帯工事が発生したことや、平成30年度の調査時に求めた見積もり条件に比べて、見積もり仕様書の内容が充実してきたことによる維持管理費等の増加が主な理由と考えています。

○小松委員 確かに、条件が少し明確になってきたんです。だから、それでふえた要素というのは私も否定しないんです。前回、見積もりをとったときには、どこを用地にするか決めていなかったときですから、今回、今使っている施設を解体してそこを使うというふうになると、建物を壊す撤去費用というのが出てきますから、それを見込んでいなかったとしたら、見積もりに参加した企業はその分、額がふえてくる、これはあり得るんですよ。

それはちょっとこの後質問しますが、この参考見積もりをとったというのは、平成30年のときと昨年の秋と、同じ企業2者からとっていると思うんですが、それでいいですか。

○小池環境部廃棄物政策課長 参考見積もりを徴収した事業者につきましては、平成30年度のPFI等導入可能性調査では3者から回答があり、昨年8月の再見積もりでは、この3者のうち、最終的に2者から回答を得ております。

○小松委員 2者は共通しているんですよ。この2者というのは、この事業に参加したいというプラントメーカーなんですね。共通している。同じ企業から見積もりをとったのに、精査してみると8億円もふえている、こうしたことであります。

もう一つ不思議に思うのは、2者から昨年の秋に見積もりをとって、維持管理費で最も大きな差があらわれた企業があるんですが、この20年間の維持管理費で、平成30年、最初の見積もりでは幾らだったのか。そして、昨年の秋、2回目の見積もりでは幾らだったのか、お示してください。

○小池環境部廃棄物政策課長 2度の参考見積もりで、維持管理費に最も大きな差があった見積もりでは、最初の見積もりでは約31億4千万円、2回目の見積もりでは約41億6千万円でした。

○小松委員 取り下げたときに、私もこの間質問するに当たって、少し環境部の皆さんと意見交換をさせていただいたんだけど、見せられたペーパーの中にも、ここの中にも、人件費が高騰しているとか、建設資材が高騰しているとかというのがあったんですよ。そういう影響が全くないとは言わないけども、これは限られたものですよ。今お答えいただいたように、維持管理費、主としてマンパワーの仕事、これが平成30年と昨年の秋の1年足らずの間に、同じ企業にもかかわらず10億円も増加して見積もりを寄せてきた。こんなことがなぜ起きるんだと。結果として、それは1者の特異なあらわれ方ですが、2者のそれぞれの見積額を平均したり、さらに精査を加えて、いろいろ努力したんだけど8億円ふえてきてしまった。こういう結論になっているわけですよ、昨年

の秋。

財政が非常に厳しい旭川市にとって、8億円ぼんとふえる。しかも、私にとっては意味不明。維持管理費で8億円ふえる、そんな理由なんかあるはずがない。こうした結果について、このためにコンサルと委託契約を結んでいますから、コンサルから皆さん方が納得できる具体的な説明を聞いているんですか。

○小池環境部廃棄物政策課長 見積額につきましては、その増加理由を含め、各者に内容の確認や説明を求めるとともに、現在、事業費の精査を進めているところでございます。

○小松委員 まだ精査中なんですよ。だから、7月1日で取り下げた。手法も含めて見直しするということを断言した、ネット上でも。どうもおかしい。さらに、昨年の再見積もりは、8月、9月でやって、10月、11月の2カ月間で精査しているんですよ、皆さん方は。まさに、新年度予算の編成の作業の最終局面です。これは、大規模事業の一つですから、これだけの額に乖離が生じたら、当然、財政部局と協議を行わなければならないと思うんですが、皆さん方はすぐに協議を始めていたわけではないのではないですか。

○小池環境部廃棄物政策課長 見積もりを徴収した段階では、見積もりのままでは事業費の精査が不十分であるため、まだ財政部局との協議は行っておりませんでした。部内で一定の精査ができた段階から協議を始めたところでございます。

○小松委員 ここが一つの大きなポイントなんです。8月、9月で見積もりをとって、10月、11月で精査を始めて、12月1日に要求水準書（案）を公表しているんですよ。この要求水準書（案）というのは、この後公募をかけて業者を選定する一連の流れのスタートを切ったということなんです。皆さん方は精査中にもかかわらず、財政との協議も行うことなく、公表したんですよ。公表は、何が目的か。全国の皆さん、もちろん参加意欲を持っている企業も含めて、条件を示すから、ぜひ手を挙げてきてください、額を計算するのに時間がかかるでしょうからと、何カ月間か猶予を与えた。これが要求水準書（案）の公表、昨年の12月にやったわけです。

それだけでないんですよ。さらに重大な問題がある。十数年前から、全国で民間活力の活用ということでPFIの活用をどんどんしなさいと。時々政府も推進姿勢で、かなりいろいろ地方自治体に文書を流して、広がってきているんです。今、このPFI活用が。PFIにするか公設公営でいくかという最大のポイント、PFIにしてどんなメリットが得られるのか。これが、事業手法を選択するときにもっと注意することなんです。経済効果です。民間に全て投げることで安くできる、これが最大なんですよ。それを含めて皆さん方は、DBO方式、公設民営という手法を選択して、その作業をずっと進めて、もう最終局面まで来ていたんです、昨年の秋に。だから12月1日に、旭川市として考えている条件を要求水準書（案）として公表したんです。

お聞きしますが、基本構想の段階で、公設公営ではいけない、DBO方式を採用する、このときの経済的メリットは幾らと見込んでいましたか。

○小池環境部廃棄物政策課長 基本構想時のバリュー・フォー・マネー、VFMにつきましては、公設公営との比較で1.536%、額にして約6千300万円の公共負担の縮減が見込まれるとの結果になっております。

○小松委員 何十億円で施設整備する、民間のほうが安くできる、でき上がったら20年間管理委託を同じ企業に任せる、これで浮くというふうに皆さん方が計算したのが6千300万円なんです。

しかし、参考見積もりを昨年の秋にとったら8億円もふえていた。明らかに、6千300万円しかない経済的メリットは吸収されて、さらにマイナスになっていくわけです。民間に委託したほうが高上がりになる。皆さん方のこれまで蓄積してきた考え方に基つくと、7億円も公設公営よりも高くつく、このことを物語っているんです。そうではありませんか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 再見積額によりましてVFMを評価した場合には、委員御指摘のとおり、プラントメーカーによる見積金額をそのまま使用した場合には、VFMが逆転する状況も考えられますが、市としては内容を十分に精査して算定した金額をもって評価してまいりたいというふうに考えております。

**○小松委員** 根底がもう崩れてしまった。だけど、今精査中だと。取り下げるのは、7月1日に取り下げたんですよ。取り下げたときにどんなことを皆さん方がアナウンスしているかということ、事業手法を含め見直しを行いますと書いてある。見直しという結論はもう出しているんです。だけど、事業手法も含めて見直しという範囲でとまっている。財政と協議していない、この段階でも。非常にびつな行政の流れなんです。

さらに伺いたい。このPFIにしても、DBOにしても、実際は非常に複雑なんですよ、契約するとすると。法律的にどうか、技術的にどうか。後で問題になることが予想されるから、法律では義務づけているわけでもないけども、アドバイザー契約を結んだほうがいいですよというのは全国の流れなんです。専門家を入れなさい、知恵を借りなさいと。旭川市も結んでいるんですよ。この結んだコンサルの主たる仕事は何か。出口の契約までたどり着くという仕事なんです。そのためには、参考見積もりから、要求水準書の公表から、公表した後に出てくる質問から、これらの対応をやるのがコンサル業なんですよ。10億円も維持管理費がふえてきた。普通であれば、何だこれというふうになる。しかし、今の段階でコンサルからも皆さん方が理解できる形での説明がない、私を知りたいことに対する回答もない、そうした状況になっている。今、問い合わせ中とか、まだそういう状況です。手法そのものが崩れる。何年間もかけて用意してきたものが頓挫しようとしているんですよ、今。皆さん方はコンサルにしっかり向き合って釈明を求める、このことが必要でないですか。

**○渡辺環境部次長** 見積額につきましては、その増加理由を含めまして、各者に内容の確認や説明を求めるとともに、事業費の精査を進めているところでございます。再見積もりを徴収した時点では、当初予定していた本年4月の公募開始に向けた事業予算の協議に係る事業費を精査するため、プラントメーカーへの確認作業を進め、ある程度、圧縮が可能と見込んでいたところですが、そのあたりの確認に時間を費やすなど、結果として取り下げに至ったことになっております。

**○小松委員** 何を言っているかわからない説明しかできない。これは、釈明を求めなさいと私が気ままなことを言っているわけではない。皆さん方はコンサルに委託するときに、仕様書というのをつくっているんです。コンサルに何を求めるか、その中の1項目にこうしたくだけがあるんですよ。事業者から提出された参考見積書について精査を行い、不明瞭な点は事業者を確認して明瞭化を図る、これがコンサルの役割の一つなんだって文章化されているんです。維持管理費で1年ちょっと前にとったものよりも10億円も上がってきた。これを一定の手直しをしたとしても、これが適切な価格ですと皆さん方に示して、この事業の進行を阻害するようなことをやっているのはコンサルではないかというのが私の思いです。要求水準書(案)を取り下げざるを得なかった。ここに追い

込んだ一つの要因は、委託契約を結んでいるコンサルにある。一千九百何十万円、委託料を払っている。だからしっかり皆さん方は向き合って、必要な説明をさせる責任、義務があるということを述べておきます。

そして、皆さん方が財政当局との協議を抜きに、昨年12月に要求水準書（案）を公表した。予算編成の協議をする12、1、2月、ここでも協議は調わなかったと思われるんです。なぜならば、予定では4月に公募することになっていて、通常の流れだと債務負担行為を新年度予算で設定してもおかしくないからであります。しかし、この債務負担行為の提案がなかったんですよ、新年度予算で。ということは、財政と環境部の協議が調わないまま新年度に入ったのではありませんか。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 実施方針や要求水準書（案）を公表し続けたことにつきましては、再見積りでの精査を続け、概算事業費の圧縮が可能と考えておりましたが、新年度予算への提案ができなかったことにより、予定どおり4月から公募を開始できる体制が整わなかったことが明らかとなりましたので、本年3月に、事業者選定審査委員会の承認を経て、4月の時点で公募開始時期を7月以降に延期するとして、一旦公表させていただいております。

債務負担行為の部分についてであります。令和2年度当初予算案に提案できなかった理由につきましては、事業費の精査に時間を要して、内容も不十分だったことから、庁内の調整が整わなかったことによるものでございます。

**○小松委員** きょうは報告に対する質疑だから、もう少しでやめますが、もう一つ重大な問題がある。事業手法を含めて見直すということを皆さん方は明言しているわけですね。事業手法はどうなるかわからない。しかし、DBO方式を採用することを決めたのは環境部ではないんですよ。旭川市には、過去において高台小学校から始まって、東旭川の学校給食センターもあって、何回かやってきているんですが、当初からこの複雑なPFIについて、指針が必要だということをつくったものがあります。旭川市PFI活用指針というものなんですが、この中で、手法を検討するのはどこかということが述べられているんですね。PFI導入の手順として、PFI導入検討会議において検討すると。検討会議のメンバーは、副市長、総合政策部長、総務部長、総務監、行革担当部長、建築部長、所管部長とした。このメンバーで、缶・びん等中間処理施設をどういう手法で整備するのかということを検討して、DBOでいくということを決めた。皆さん方は、手法を含めて、今、見直しをする、いろいろな問題については整理中だと。事業手法を含めて見直しをすると断言しているんだけど、検討会議で得た結論ではないでしょう、そのことは。

**○小池環境部廃棄物政策課長** 検討会議の中では、平成30年度に実施したPFI等導入可能性調査の結果を御報告させていただきまして、PFI事業については、PFIの方式であればVFMが出ないということで、この方法については採用しないということを確認したところです。

**○小松委員** あと3、4問でやめますが、整理してみます。いろいろな問題点を私は指摘してきました。幾つかあります。その中で、改めて認識としてお聞きしたい。大規模事業で、事業手法まで決めて、それを途中で取り下げざるを得ない。その経過の中で、財政当局との協議が行われていない、調べていないというか。これは、行政機構としてゆゆしき問題、こんなことがあるはずがないというのが私の思いです。お答えをいただきたい。

**○渡辺環境部次長** 要求水準書（案）につきましては、公表することで、事業者から質問を受けるなど、公募開始までに内容の充実、改善を図ることを前提としていたところで、事業予算に関する

関係部局との協議につきましては、新年度の予算編成作業の中で行う考えでいたところではありますが、DBO事業として一定の手順を踏んできたものの、結果として調整が整わず、取り下げる事態になったことを振り返ると、確実に事業を推進するためには、要求水準書（案）の公表前に、一定の庁内協議を済ませておくことが必要だったと考えております。

**○小松委員** さて、そろそろ部長にも登場していただきたいと思いますが、要は、この間、今年の10月ごろ、参考見積もりで額が乖離していることがわかって、何カ月間も経過しているんだけど、その原因、要因がいまだ皆さん方は説明できない状況にある。そのあげくに、全国にもまれな、要求水準書（案）の取り下げを議会でせざるを得なかった。この要求水準書（案）の取り下げの起案は、市長までの決裁が行われてきています。財政との協議が十分でないため、新年度予算に債務負担行為の設定もできない。方向が定まらないまま、予算編成作業を終えざるを得なかった。事は、一部局の一事業ではなくて、何回も繰り返して恐縮なんだが、この缶・びん等中間処理施設、この後は清掃工場、その後は最終処分場とあって、環境部が抱える一連の大規模事業のスタート段階で、いまだ理由が明確にならないまま、途中で軌道修正をせざるを得ないという状況になっているんだと。質疑をしても、なぜこうしたことになったのか、原因はどこにあるのか、皆さん方は十分に説明できないというのが私の思いであります。

環境部長は、こうした一連の事態を振り返って、十分に説明責任を果たしているという認識をお持ちなのかどうか、伺います。

**○富岡環境部長** ただいま、小松委員から御指摘も含めて多くの質疑をいただいているところでありますけれども、缶・びん等中間処理施設の整備については、DBOでやるというふうに決めまして、その決めたとところからの事務の手續といましようか、そういったことについては、手落ちといったことはなかったというふうには考えております。しかし、結果的に実施方針、要求水準書（案）を取り下げることになったことは、これまでも課長、次長が答弁させていただいておりますとおりでございますが、やはり、基本構想策定時から、昨年、参考見積もりをとって、12月に公表するまでの過程の節々で、さらなる情報収集なり、綿密な検討なり、また、何度も御指摘を受けておりますが、財政部局との調整、協議、こういったものをもう少ししっかりと実施しておく必要があったというふうに考えています。

また今回、整備に当たってコンサルタントにも事業実施支援業務ということで委託を出しておりますけれども、この業務につきましては、当然、大きな方向性ですとか進むべき姿ですとか、そういったことは、私ども発注者側が示した上で、コンサルタントは専門的見地から作業を進めていただくということでありますけれども、やはりこういった取り下げるといった結果に至ったことを踏まえて、改めて、これまでの経過をしっかりと検証して、また、先ほどコンサルタントから釈明を求めたのかといったこともありましたが、そういったことも含めてしっかりと協議させていただいて、この委託というのは、まだ今年度いっぱい続いておりますので、この委託契約の中で、しっかりとまた検証、整理した上で、改めて御報告させていただきたいと思っております。

**○小松委員** 最後にもう一点だけ部長に確認をしたいと思うんです。非常に重要な案件であります。その見直しに関する報告であります。議会先例集では、通常の常任委員会には、所管部長が出席することと書かれています。しかし、重要案件については、副市長が出席をして説明をするというふうに先例集に書いてあるんです。過去にもそうした例はありました。しかし、この間の旭川の行政

を見てみますと、つい最近も大学の公立化問題で、総務常任委員会で重要な報告があったときに、市長公約であるにもかかわらず、副市長が参加して説明しようとしないう。今回も、市長決裁までした取り下げ、旭川市の大規模事業として位置づけられている重要な案件について、環境部長が説明をする。環境部長として、副市長の出席は必要ないとして判断したのか、あるいは、必要だと思っても副市長に断られたのか、途中で総務部長が邪魔したのか、よくわからないんですが、なぜ、この案件の報告に副市長が参加をして述べないのか、お聞きをしたい。

○富岡環境部長 今回、この取り下げといったことの報告について、副市長が報告すべきではないかといったことでありますけれども、確かに、一度やると決めて公表したものを取り下げるという判断は、重い判断であります。先ほども申し上げましたが、今後、改めてしっかりと御報告させていただくということも含めて、現時点においては私のほうから御説明させていただくということで、私のほうで判断させていただいて、今回、このような報告をさせていただいているところであります。御理解いただきたいと思ひます。

○小松委員 報告があった件に関する質疑は以上で終わりますが、これは重大な案件であります。したがって、舞台を変えて、第2幕があるんだということを予告して終わります。

○金谷委員長 ほかに、報告事項について御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、報告事項についてかかわりのある出席理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

休憩せず進めます。3、新型コロナウイルス感染症対策に関する税及び国民健康保険の取組状況についてに入ります。

御発言はありますか。

小松委員。

○小松委員 簡単に、ごくごくかいつまんでお聞きをいたします。

まず税について。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、実施している市税の特例による徴収猶予の制度概要とこれまでの実績について伺ひます。

○今野税務部納税推進課主幹 市税の猶予制度は、地方税法等の改正により、本年2月以降の任意のひと月以上の期間において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、かつ一度に納付することが困難である場合に、無担保かつ延滞金なしで最大1年間徴収を猶予できる制度であります。実績といたしましては、改正法が成立しました本年4月30日から6月30日までの間において、申請件数は227件となっております。このうち、6月末までに許可したものが126件、猶予額にして1億7千434万円となっております。

○小松委員 この後もふえていくと思うんです。それで、猶予を許可したものの内訳はどのようになっているのか、法人、個人の別、また、税目別に集計しているものかどうか伺ひます。

○今野税務部納税推進課主幹 許可したものについてでありますけれども、法人、個人の区分で申しますと、法人が84件、個人が42件でありまして、許可した金額では、法人が1億7千171万円、全体の約98%を占めております。

次に、税目別の区分で申しますと、固定資産税が許可した件数、金額ともが一番多く、許可件数が50件、許可した額が1億2千655万円であり、次いで多いものは、法人の市町村民税で許可

件数28件、許可した額が1千560万円となっております。

○小松委員 これまでの実績について、税務部としてどのような印象を持たれているのか、また、申請状況などについて、他都市との状況の比較についてどうなっているのか、お聞きをいたします。

○佐瀬税務部納税推進課長 徴収担当といたしまして、先ほど御答弁いたしました数字的な取りまとめを行う中で、改めて、このたびの新型コロナの感染拡大の影響の大きさを感じているところでございます。制度の周知につきましては、市民広報、ホームページでの掲載を初め、市・道民税普通徴収の納付書に猶予に係るお知らせの文書を同封するなど、努めてきたところであり、一定の周知は図られているものと認識してございます。また、他都市との状況の比較であります、北海道内の2～3の市に照会してみましたところ、申請数、許可金額ともに、人口数等を加味して同程度の状況のようでございます。

○小松委員 税務部に最後の質問です。新型コロナウイルス感染症の拡大が、税収に与える影響について、どのように考えているのか、お聞きをいたします。

○坪内税務部次長 新型コロナウイルス感染症拡大によります経済環境の悪化が、市税の調定額に与える影響を見通すことは現時点では困難でございますが、事業収入の落ち込み等に伴います徴収猶予の特例の許可額は、先ほどの答弁にもありましたように、約1億7千400万円に上っており、そのうち、猶予の終期が出納閉鎖日を超えるものが約1億600万円となっております。今後の事業者、個人の納付資力の回復状況にもよりますが、猶予許可額のうち、一定程度が次年度に繰り越すものと認識しておりまして、市税収入の落ち込みが予想されているところでございます。また、先般の地方税法等の改正に伴いまして、徴収猶予の特例による減収額を埋めるため、地方債を起すことができる規定が設けられましたことから、所管部局であります総合政策部と、今後とも情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

○小松委員 次に何点か、国民健康保険料について伺います。

税のほうは徴収猶予なんですよ、いずれ払わなきゃならない。国保は、前年所得300万円未満の世帯で、売り上げが3割以上減少したら全額免除なんです。世帯にもよりますが、30万円、40万円が免除になる。こうした制度で、非常に魅力的で、私は、これは周知したら問い合わせが殺到するぞということで、何回も繰り返して言ってきたんですが、相談件数や申請状況はどうなっていますか。

○鈴木福祉保険部次長 5月29日から受け付けを開始いたしまして、相談件数としては集計をしていないという状況にありますけれども、7月10日までに電話での相談や問い合わせを受けまして申請書類を郵送させていただいた件数で申し上げますと、133件で、申請者数は、実人数になりますけれども181人というふうになっております。このうち、減免決定の処理を終えた人数で申し上げますと、168人、減免額では3千776万円で、内訳といたしましては、令和元年度分の保険料が151件、減免額では469万円、令和2年度分保険料が167件で、減免額が3千307万円というふうになっております。

○小松委員 予想に反して非常に少ない。飲食業やサービス業で国保加入者がほとんどこの影響を受けているはずなんですね。場合によっては全額免除ですよ。前年所得が400万円～600万円あっても、全額まではならんけども何割も免除になって、10万円の給付金よりははるかに大きい恩恵があるわけです。200件まで行っていない。どこに問題あるのか。周知はどうしてきたのか、

お聞きをいたします。

**○鈴木福祉保険部次長** これまでの周知方法につきましては、市のホームページや広報「あさひびし」6月号と7月号への掲載、国民健康保険全世帯に対しまして、6月15日に国民健康保険料の納入通知書を送ったところですが、そこにチラシを同封させていただきました。また、介護保険課窓口でのチラシの配置ですとか、税務部の納付相談窓口にいらっしゃった方については、減免制度の御案内をしていただいて、私どものほうに引き継いでいくと、そういった連携をしてきたところがございます。

**○小松委員** 私も前回、質疑をして、周知してくださいよと。そしたら、今、全世帯に国保の納入通知書を送るから、チラシを入れますよとお聞きしていた。それで、影響を受けているという業者の相談も受けていたんで、通知書届いたでしょう、国保料の減免のチラシが入っていたでしょうと聞いたところ、入ってないよと言うのね。そんなことないでしょうと。国保課に聞いたら、入っていますよと。非常に控え目で目立たない、通常のチラシ、毎年入れるチラシの裏面に書いているんです、大切なお知らせと。大体、国保加入者は、大切なお知らせといたら早く払えとか何とか、そういうことだという感覚で受けとめているんでしょう、毎回毎回の通知を。大体、表を開いたらいつものとおり数字や文言がいっぱいあって、またいつものものか、大体こういうパターンが多いんですね、脇に置いておく。運よく裏を見たとしても、大切なお知らせ、大したことないな、この類いになっているのではないかと私は想像するわけです。一生懸命たくさんの人に知ってもらって、該当する人は早く申請してもらって、免除なり減額なり対応したいという皆さん方のあふれんばかりの熱意が、さっぱり各世帯に届けられていないと思うんですが、いかがですか。

**○鈴木福祉保険部次長** 今、周知方法について御指摘を受けたところでございますけども、今後の周知方法につきましては、保険証を1年に一度更新しているところでございますけども、来週、7月20日の被保険者証の更新送付のときのチラシ、同じような内容になりますけども、今回については表面に来るように折らせていただいて、そういった周知方法のほか、長寿社会課で作成するものになりますけども、7月下旬に郵送予定になっております65歳以上へのリーフレットへの掲載、あとは、持続化給付金と対象者が重複するようになると思いますので、経済部ですとか商工会との情報の連携といったことのほか、今後は、報道機関への報道依頼などにより、申請漏れがないように努めてまいりたいと考えております。

**○小松委員** 折り方を変えると。折り方を逆にして、裏面が表に来るように、それでもやらないよりはやったほうがいい。私ね、本当にコロナで影響を受けている人は、国保料や税どころではない、日々の暮らし、この後の営業、そのほうの不安がかなり大きいと思うんですよ。だからこそ、こうしたことも目につきやすい形で、一刻も早くお知らせをします。第2回定例会で、いろいろなプレミアムチケットが提案されていましたが、全世帯に申請書を含めて送るんだとか、片方ではこういう動きですよ。だから、国保加入者のどの世帯が3割以上減収が見込まれるかどうかわからないけれども、せめてわかりやすい形で、別途予算で国の事業費を使えると思うので、そうしたことを含めて、あわせてマスコミの皆さんにも協力をお願いしていただけたらいいと思うんです。これは知らせることによって、批判されることは一回もありませんから、喜ばれることはあっても。これからは周知にしっかり取り組んでもらいたい。残念ながら、昨日までは、皆さん方の国保料を減免したいというあふれんばかりの熱意が、なかなか各加入世帯に届いていないように思えるので、

どうやってその熱意を届けるのか。担当部長のお考えを聞いて質疑を終わります。

**○向井福祉保険部保険制度担当部長** 今ほど、今後の周知方法につきましては、担当の福祉保険部次長のほうから御説明をさせていただきました。この減免制度につきましては、通常の減免と違いまして、納期限が過ぎても減免の申請をしていただくことができることとなっております。来年3月末まで受け付けが可能となっております。そういった事情もありますので、今後、庁内でも各部いろいろな発送物があるかと思えます。そうしたところも活用しながら、改めて報道依頼、新聞のほうにも載せていただくということで、さまざまな媒体、ツールを使って、周知徹底に努めていきたいと思えます。

**○金谷委員長** 他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○金谷委員長** この議題にかかわり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。4、子どもの育ちに関する課題についてに入ります。

御発言はありますか。

江川委員。

**○江川委員** 子どもの育ちに関する課題について、なるべくさくさくと短く質疑をしていきたいと思えます。今回は、この中でも幼児の学び、特に保護者の支援にスポットを当てながら、現況の把握と課題提起をしてみたいと思えます。

制度として、幼児教育の無償化によって、全ての3歳以上の子どもが何らかの認定を受けています。これはすなわち、子どもの学びを行政が保障するのだという強いメッセージです。一方で、保育園も幼稚園もこども園も学びですけれども、保護者の就業状況によって子どもの学ぶ機会が左右されるということもあります。

まず、国の示す保育の必要性とはどのようなものか、御説明願います。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 保育所等を利用する場合には、保育の必要性の認定であります子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の事由につきましては、子ども・子育て支援法施行規則に規定されているところでございます。その主なものといたしましては、市町村が定める時間以上労働することを常態としていること、妊娠中または出産後間もないこと、求職活動を継続的に行っていることなどがあり、保護者のいずれもがその事由に該当している場合に、保育の必要性の認定を行うこととしております。

**○江川委員** では、旭川市で定めている保育の必要性の基準を御説明ください。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 保育の必要性の認定のうち、労働時間によるものの必要時間につきましては、1カ月当たり48時間から64時間の範囲内で市町村が定めることとしております。本市では、旭川市子ども・子育て支援法施行細則において、60時間と定めております。

**○江川委員** 必要時間については必要な機会にまたと思えますけれども、もう一点、認定の区分と保育時間の関係をお示しくください。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 保育必要量の認定区分につきましては、1日11時間まで利用可能な保育標準時間と、8時間まで利用可能な保育短時間の2種類がございまして、認定事由ごとに定められております。就労の場合は、保護者のいずれもが月120時間以上の場合は保育標準時間認定、月60時間以上120時間未満の場合は保育短時間認定となり、出産の場合は保育標準

時間認定、求職活動の場合は保育短時間認定としております。

○江川委員 簡単にまとめますと、国の制度によって、3歳以上の子は幼稚園か保育園のどちらかの認定を受けます。それ以下の年齢の子は、1つの認定ですね。その上で、それぞれが保育の必要量によって標準時間か短時間かという時間の認定を受けます。つまり、いわゆる保育園では4つの区分のどれかに当てはまる必要があるわけです。

では、6月末時点の待機児童数といわゆる潜在的待機児童数をお示してください。

○浅田子育て支援部こども育成課長 待機児童数につきましては、国から毎年4月1日と10月1日現在で集計することとされておりまして、集計に当たりましては、ほかに利用可能な保育所等の情報提供や、育児休業からの復職に関する確認など、保護者の意向を丁寧に確認する必要があり、現在、本年10月1日の集計に向けて、保護者の意向確認等を随時実施しているところでございます。なお、本年4月1日現在では、国が定義します待機児童はゼロ人、国の定義とは異なりますが、希望施設と異なるため保護者が入所を保留しているなどの潜在的待機児童数は、95人となっているところでございます。

○江川委員 少なくとも保育の必要性が認定されている子どもに関しては、何らかの預かり先があるという認識でよいのかなというふうには思っています。その点は素直に評価させていただきたいと思えます。その上で、今後、保育の質ということを見ると、潜在的待機児童数を待機児童として考える必要もあるということをお覚えておいていただきたいなと思っています。なぜなら、そのために就業場所を限った上での再就職活動ですとか、そういったことも出てくるからです。働く保護者にとって希望保育所というのは、子どもの学びの充実だけではなくて、職場の場所や時間など保護者の就業状況によつての希望の場合が大変強いと思えます。保育の必要性はあくまで就業時間数ですので、通勤の時間は考慮されていません。これはちょっと脇道にそれるんですけど、多くの職場の場合、保育園の送迎は通勤経路の範囲であったとしても、寄り道にみなされまして、通勤経路の届け出に入れることはできません。どこであっても大体同様かと思うんですけど、どこも暗黙の了解というような形で認知されているというのが実情だと思います。通勤手当の関係で、最短距離での通勤を求めるにもかかわらず、そこは労災の対象から外れますので気をつけてねというふうに言われる職場も結構あると思えます。そんな、何かもやもやするような、毎朝保育園に預けてからじゃないと仕事に行けないのに、でもそこは通勤経路にはならないというようなことから考えると、仕事と家庭のバランスに希望施設というのはすごく密接にかかわっているということを念頭に置く必要があると思っています。この潜在的待機児童の課題に関しては、また適切な時期に伺いたいなと思っています。

今回、実はここからが主題です。現在、雇用情勢、特に非正規の人たちの雇用情勢の悪化が話題になってきています。多くが女性というふうな報道がありますがけれども、少なからず、男性もいると思えます。子育て中の方もいると思えます。先ほど確認しましたように、保育の必要性には、その子どもの保護者と、保護者とみなされる大人の状況によって認定されます。ざっくり言うと、世帯を構成する大人の状況です。みんなが大好きな世帯主はここでは出てこないんですね。保護者が頑張っても就業しにくいという現状の中で、子どもの学びがそれによって左右されるという状況になるのかどうか、確認したいと思えます。本年4月1日時点で、保育所等を利用している子どものうち、求職活動により保育認定を受けている子どもの人数についてと、3歳以上の保育の必要性

があるという2号認定と3歳未満の3号認定、それぞれお示してください。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 本年4月1日時点で保育所等を利用している児童6千386人のうち、保護者の両方、またはいずれかが求職活動により認定を受けている児童数は302人となっておりまして、3歳以上の2号認定が105人、3歳未満の3号認定が197人となっております。

**○江川委員** そこそこの人数がいるなという印象です。求職活動による認定期間はどのようになっていますでしょうか。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 求職活動による認定期間は、子ども・子育て支援法施行規則において、求職活動開始の日から起算して90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までとされておりまして、本市におきましては、旭川市子ども・子育て支援法施行細則において、その限度いっぱいの90日と定めているところがございます。さらに本市では、保護者が認定期間経過後も継続して求職活動を行う場合には、申し立てにより再度の認定を行い、2カ月の期間を限度として、保育所等の継続利用を認めているところがございます。

**○江川委員** 継続して再度認定ができるということで、合計5カ月間、継続利用ができるという点は大変高く評価したいと思います。その求職活動の再認定の期限を迎える保護者のうち、最も早いのはいつなのか、そして、子どもの年齢構成をあわせてお示してください。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 求職活動による認定の終期は、月の末日までとされているため、4月1日時点で求職活動による認定を受けている子どものうち、最も早く期限を迎える方は4月30日となり、その年齢別内訳は、1歳、3歳、5歳が各1名、そして2歳、4歳が各2名の合計7名となっております。

**○江川委員** では、求職活動の302人のうち何人が保育所を退所することになったのか、2号認定と3号認定の認定別にお答えください。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 4月末で認定期限を迎える予定だった7人のうち5人は、就労により、5月以降も引き続き認定されておりますが、求職活動のまま認定期限を迎えたのは2人でありまして、2号認定と3号認定がそれぞれ1人ずつ退所となっております。また、5月末に求職活動のまま認定期限を迎えたのは5人でありまして、うち3人は6月から1号認定を受けて同一の認定こども園を継続利用し、3号認定だった2人が退所しております。6月末は5人が認定期限を迎え、4人が7月から1号認定を受けて同一の認定こども園を継続利用、2号認定だった1人が退所となっております。

**○江川委員** 4月1日時点で、3歳以上が105人、3歳未満197人の計302人のうち、3歳以上の子が2人、3歳未満の子が3人で合計5人の子どもが保育園を退所することになったということです。子どもの学びを3歳からと国が位置づけている以上、3歳未満の子どもは、学びではなくて福祉だと思えます。そして、3歳未満の子どもの預かり先は、認定を受ける保育園などか、認可外保育園かで確保が結構難しいところがあります。ですが、その子たちほど預かり先が確保されていなければ、雇用されるのはすごく高いハードルになります。非正規などの人材に求める仕事として、そこまでの魅力を感じて雇ってくれる人がいるのかなというところが正直な印象です。

一方で、待機児童という点では、育児休業からの復帰という点が上がってくるかと思うんですけども、育児休業から復帰するタイミングで、令和2年度中に保育所等の新規利用を決定した児童

は何人いるのでしょうか。

○浅田子育て支援部 子育て育成課長 保育所等の利用調整は毎月実施しておりまして、本年6月までの利用調整で、令和2年度中に産前・産後休暇明け、または育児休業明けからの利用を決定した児童数は601人となっております。

○江川委員 その分の席を確保して保育園が待つという状況に今なっているのかと思います。今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって、復職日が延びた人、延ばしたかった人もいると思うんですけども、ならし保育期間への考慮はどのように行ったのでしょうか。

○浅田子育て支援部 子育て育成課長 育児休業からの復帰に合わせて保育所等を利用する場合、子どもが環境の変化になれていくよう保育時間を徐々にふやしていく、ならし保育期間を設けておりますが、本市では、復職日前日の2週間前から入所可能とし、おおむねこの2週間をならし保育期間と位置づけております。保育所等の新規入所が最も多い4月1日の時点では、北海道、そして地域の状況を踏まえて2月28日から実施していた登園回避要請等の期間は終了し、通常どおりの運用となっておりますので、復職日の延期に対応するような、ならし保育期間の取り扱いの変更は行っていないところでございます。

○江川委員 ならし保育を初めとして、子どもたちのことを考えると、今回、保育園の席を確保したままで育休の延長を可能にしてもらえないかという声が来ておりました。例えば、待機児童も多だろう札幌市などでは、入所時期をおくらせるという対応も行っていましたけれども、旭川市では感染症の拡大状況も異なりまして、今後の待機児童や保育園の財政状況から、大変難しいということはわかりました。その点は理解しています。育休ということは、雇用が定まっているということでもありますので、入所しないで待機児童に加わるというのは、求職活動の考え方とややイメージが重なって、復職する先があるので、すごい心理的なハードルが高いと思うんですよね。1回断るっていう勇気はなかなかないと思います、普通は。

認可の保育施設以外の保育の受け皿である認可外保育施設ですとか幼稚園は、市内にどのぐらい数があるのでしょうか。

○浅田子育て支援部 子育て育成課長 旭川市内における認可外保育施設につきましては、私立認可外保育施設が10施設、病院等に設置されている事業所内保育施設が16施設、本市が設置している地域保育所が12施設、企業主導型保育事業が8施設、合計で46施設がございます。また、幼稚園につきましては24施設あり、このほか、保育の必要性の認定を受けられない場合であっても、満3歳以上であれば1号認定、いわゆる教育認定を受けて利用することが可能な認定子ども園が36施設ございます。

○江川委員 その幼稚園及び事業所内保育施設を除く認可外保育施設の現状の受け入れ可能人数、定員は何人でしょうか。年齢ごとにお示しください。

○浅田子育て支援部 子育て育成課長 令和2年4月1日現在の私立認可外保育施設10カ所の定員の合計は268人、入所児童数の合計は157人となっております。認可外保育施設の利用に当たっては、保護者と施設の直接契約となることや、定員まで受け入れる職員体制となっていない施設もあることから、定員も固定的なものとはなっていないというのが現状でございます。

○江川委員 小規模とか企業主導型事業所に関しては保育の必要性の認定が必要なわけですがけれども、認定を受けなくても利用できる認可外保育園に関しても、保育士さんの確保の関係で、今、御

答弁いただいたとおり、111人、席があいているかなというような定員は換算できないわけです。3歳未満の子どもの退所後の預かりに関しては、何らかのサポートが必要ではないかと思います。そして、3歳以上の子は、預かり保育もあるから幼稚園にどうぞということなんだと思うんですけども、幼稚園の預かり保育を実施している施設数とその料金体系は把握されていますでしょうか。

○浅田子育て支援部こども育成課長 幼稚園の一時預かり事業につきましては、市内の幼稚園24施設全てで実施しております。また、料金体系につきましては、毎年各園に確認しており、園によって異なりますが、通常の教育日で申し上げますと、日額を300円から500円の範囲で設定しているところでございます。

○江川委員 ではもう一点です。2月末からの登園自粛に関して、認可等の施設に対してはどのような財政措置を行いましたでしょうか。

○浅田子育て支援部こども育成課長 新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園となった場合や登園回避など、保育の提供の縮小等を行った場合の財政措置でございますが、保育所等に対しては、教育、保育の提供体制を維持するため、通常どおりの給付費を支弁することとしております。また、利用者に対しましては、臨時休園となった場合や、本市の登園回避等の要請に同意し、家庭保育に御協力いただいた場合には、登園しなかった日数に応じて日割り計算により保育料を減免しております。

○江川委員 認可保育施設以外の施設に対する配慮措置は何かありましたでしょうか。

○浅田子育て支援部こども育成課長 認可外保育施設につきましては、利用に当たり、保育認定の必要がなく、設置者は利用料金を自由に設定し、利用者との直接契約により運営する経営と運営の自由裁量権が非常に大きい施設でございますので、本市から認可保育所等への登園回避要請などの情報を参考として提供したところでございます。

○江川委員 つまり認可保育園以外は、それぞれの自主性にお任せする状況かと思えます。別に閉めてもいいよと、施設が決めたことだから、こちらは通常のコストということだと思うんですけども、加配等、非正規とかで働いてくれている保育士さんのような方たちへの影響もいろいろ考えられますし、企業としての課題と言われたらそれまでなんですけれども、さきにも申し上げましたように、3歳未満の保育というのは児童福祉ですし、3歳以上の学びは国が保障するものです。その質にかかわる部分に関して、方針を見せて改善を促しているというのは行政です。お互いにコミュニケーションが必要なのかなというふうには思っています。今後、認可保育園に残れなかった子どもたちの受け入れ先にもなり得る可能性があります。

今後、何か考えていますでしょうか。

○浅田子育て支援部こども育成課長 登園回避要請等は6月30日をもって終了したところでございますが、7月以降においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の集団感染予防や感染拡大防止は必要ですので、感染防止対策や児童の健康観察等を継続して徹底するよう保育施設と保護者に文書で協力依頼をしているところでございます。保育料の取り扱いにつきましては、登園回避要請等の終了に伴い、全ての児童を対象とした日割り計算による減免は6月末をもって終了しておりますが、今後におきましても、利用児童や職員が新型コロナウイルスに感染し、臨時休園となった場合や、保護者等が濃厚接触者となり、本市からの登園回避要請により欠席した場合には、引き続き保育料の日割り減免を行う考えでございます。

新型コロナウイルスの感染状況は常に変化しておりますので、今後の流行状況を踏まえながら、必要な者には保育がしっかりと提供されるようにするという児童福祉の原則を維持しながらも、保育現場での感染予防と感染拡大防止を図ってまいりたいと考えております。

**○江川委員** 保育園側からの要望事項もあると聞いていますので、そちらも含めて、今のうちに対応を検討していただけたらと思っています。

加えて伺いますけれども、今後の動向を踏まえて、認可保育施設以外の施設に対して、今回の地方創生臨時交付金の事業として追加措置を行うことは検討するのでしょうか。

**○浅田子育て支援部 子育て支援課長** 認可外保育施設につきましては、市町村に実施義務がある保育の対象施設である認可保育所等とは異なり、保育の必要性の有無にかかわらず利用されるものがありますが、待機児童を多く抱える地域では、実態として、認可保育所等に入所できない子どもの受け皿となっている場合があるというふうに承知しているところでございます。本市では、認可保育所の利用調整の際に、希望施設に入所できなかった保護者に対するフォローアップを行っておりますが、やむを得ず認可外保育施設を利用しているという実態はないため、特段の関与は考えていないところでございます。

しかしながら、施設ではなく、利用者に対しましては、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設の無償化のための施設等利用給付認定におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による求職活動の長期化等に対応するため、雇用保険の基本手当の給付日数を60日延長できることとする新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が6月12日に施行されたことを踏まえまして、内閣府及び厚生労働省からは、求職活動の事由に係る認定期間の取り扱いが6月29日付で示されましたので、これを受けまして、7月から、求職活動による認定期間を60日延長できるようにしたところでございます。

**○江川委員** フォローアップを行った上で、丁寧に把握されている点は大変すばらしいと思いますし、その仕組みが効いているという点は見事だと思います。そして、壁に当たっていた認定期間の取り扱いに関してもようやく変更になりましたので、適切な運用をお願いしたいと思います。

現在、小規模保育や企業主導型の保育園に関しては財政措置がされるようになっていきますし、認可外保育園に関しても、独自支援をしているという自治体もあります。その上で、今回お話しされている中で退所になってしまった子どもたちのフォローアップに関しては、個別の事情に応じる必要があります。そうでしたけれども、私はつないだ手を離さないでいただきたいと思っています。そういうときの子ども総合相談センターでしょうし、子育て支援ナビゲーターだと思います。相談窓口を提示して方向を見せるということで、不要な心配を避けることができます。つないだ手は決して離さないという意識を持っていただきたいなと思います。今回、乳児にかかわる悲しい事件がありましたけれども、行政につながる必要性を感じていないという人もいる中で、どうその人たちを支えていくのかという課題が出てくるのだらうと思います。一つ言えるのは、その問い合わせが行政とつながるラストチャンスの可能性はあるわけです。東京大田区の虐待死事件は、一度は保育園につながりながら、何らかの事情で保育園を退所となり、痛ましいこととなりました。夜勤から帰って3時に寝て、朝起きて保育園に連れていくということがちょっと大変なときがあるんだよねという話も聞いたことがあります。働き方の多様化に児童福祉も合わせていく必要があるんだと思います。

これまで、学びの保障というのは、小学生以上の内容が多かったと思います。幼児に関する学び

の保障に関しては、余り論じられていません。理由としては、保育園、認定こども園というのは原則休園しなかったというところからだと思います。しかしながら、幼稚園は多くが休んでいましたし、保育園、こども園も登園回避の要請が出ていたため、多くの幼児が学びの機会を失っているのが現状です。子どもは年齢が低いほど、1時間、1日と成長の幅が広いという状況があります。だからこそ、失った時間は補償できませんので、長い目で見てフォローアップしていく必要があります。保育園に行かない子が習い事のように選んでいた幼稚園から、無償化という形で国や自治体がある種責務を負って幼児の学びを保障するシステムに変わったのは、幼児教育が大変重要だということがわかってきたからです。最近の研究では、家にいる子どもの発達よりも、保育園に行っているゼロ歳から2歳までの子どもの発達のほうがよかったという結果もあるぐらいなわけです。専門職ってすごいなということです。待機児童の課題はありますけれども、少なくとも3歳以上の国が保障する年代の子が認可保育園に配属されているがために、学ぶ機会を途中で変更せざるを得ないことに関して、どのようにその子に応じた学びの継続性をもたらすかは、フォローが必要だと思っています。私も一緒に知恵を絞っていけたらなというふうに思っています。

○金谷委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、以上で民生常任委員会を散会といたします。

---

散会 午後2時58分